

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷一十第

論 說

地租と地方團體との關係……………法學博士 神戸 正雄

植民地の財政政策に就きて(三)……………法學博士 山本美越乃

地代課稅主義土地改良論者……………法學博士 河田 嗣郎

生計調査を論ず……………法學士 汐見 三郎

價值論上のリカアドとマルクス(三完)……………經濟學士 堀 經夫

時事問題

目下の卸賣相場と小賣相場……………法學博士 戸田 海市

雜 錄

英國現代の經濟學者と社會主義……………經濟學士 三田村 一郎

經濟地理學研究に對するグルーベル博士の見解……………經濟學士 黒 正 巖

竹越氏の「日本經濟史」に就て……………法學士 本庄榮治郎

石澤氏の「本邦銀行發達史」を讀む……………法學士 大森 研造

附錄……………本誌第十一卷總目錄……………

農業社會主義論 (三)

河田 嗣 郎

四 地代課稅主義土地改良論者 (上)

前に掲げたる二派の土地改良論者即ち社會主義的土地改良論者と農業社會主義的土地改良論者との主張は、一般的に私有財産制を廢止せんとするか、然らざれば土地の私有制度を廢止せんとするもので、所有制廢止を一般私有財産に就いて主張するか、たゞ土地の私有制のみに關して主張するか別の別はあるけれども、土地そのものに關する制度の改革に就いては、共に端的に其の私有制を廢止して其の公有制を布くといふことに於て一致して居るのである。然るに此所に掲げんとする一派の論者の主張は、其の一般見地は、やはり土地私有制を不合理と爲し其の廢止を正當と見乍ら、土地改良の實を擧ぐべき實際政策としては、土地の所有より生ずる不勞所得たる地代に對して課稅することに依て、土地私有制の全廢と同様なる結果、或はそれよりも更に合理的なる効果を擧げ得べしと爲す主張である。

此所に掲ぐる一派の人々は、元來所有權の基礎は、人が自己の働に依て生産したる物に對する

自由處分權に存すとす見地を探れるもので、土地に對しては、土地が天然物たる限り人々は之に對して何等の私有權を有ち得べきでないけれども、人が其上に加へたる投資施勞に依て造り出したる部分に對しては、その私有權の認めらるべきものなりとする。されば土地制度としては、此の人爲の結果に成れる所だけに對しては土地に於ても他の動産に於けると同様に私有權が認められ、たゞ土地の自然的なる性能より生れ出づる所のものに對しは私有權を認めず、其利益は總て社會公共の有に歸すべき制度を樹つることが、最も事理に叶へるものなりと考へんとするのである。而して彼等は此の見地よりして土地の自然的性能の所産たる地代に對して全幅の課税を行ひ、之をして悉く社會の有たらしむることの必要なるを主張するものとする。

されば此派の人々の考は、リカード一流の地代論の直接なる適用を示すものと見るべきである。即ち其理論に従へば、地代は土地が有する自然的性能より生れ出づるもので、決して土地所有の一般的なる所得ではない。或特に豊饒なる土地の所有より生ずる餘分利得たるに過ぎぬ。而して人口が増加し、穀物に對する需要が増加して止まざるに連れて、常に沃度の劣れる即ち多くの生産費を以てのみ利用され得べき土地が使用せらるゝに至り、此の事情が常に穀物の價格を騰貴せしめて止まざるに従て、優良地の所有者に對しては、其の地代所得が増加して休まざるものである。斯るが故に、地代は元來不勞的なる獨占利得たるに外ならぬもので、そはたゞ優良の土地の

存在が無限ならず、又土地生産には收益遞減法則が觀面に其働を表はすといふ自然の事情に歸因し、決して人の勞働や資本の投下に原因するものではないとせられて居る。

此の見地よりすれば、地代の發生するとは、總ての財貨の價値は勞働を其根源となし其尺度となすといふことを以て教義の中心とし、從て私有財産制は、價値を産出すべき勞働をして益々大いなる生産力を發揮せしむる所以の制度なりとして、之を推奨する一派の經濟學說に對しては、大いに其教義を攪亂する所以とせなければならぬ。而して利子の發生といふ事實も亦、此教義とは兩立し難きものである。そこで古典派經濟學は資本の利子と企業の利潤とを一括して之を利潤と稱し、其が發生せざるに於ては企業家は企業を行ふことなかるべければ、企業家をして企業を行はしめむが爲めには、利潤の發生するは必要已むを得ざることなりとして以て漸くに利子の正當なる所以を説明せむとしたのである。加之此派の見解に従へば、資本は元來勞働の結果に成れるものであるから、從て利子の發生も終局的にはやはり其源を勞働に置く次第だと見るのである。然るに地代に至つては終に能く之を價値の勞働根源説と一致せしむることが出來ぬ。地代は勞働に原因せざる所得(不勞所得)と見る外はない。然しリカード自身は其の地代論よりして毫も土地改良に關する議論を拈出しはしなかつた。彼は唯だ自由なる國際貿易が行はるれば、穀物の供給が十分潤澤となつて、諸國に於ける地代増加の勢は大いに減殺せらるべき筈だといふ理由からし

て、自由貿易政策を推奨するを以て自ら足れりとした。

然るに古典派經濟學の他の代表者等は、更に一步を進め、地代論よりして直ちに土地制度改良論を引出し、以て近代に於ける土地制度改良運動を開始するに至つた。彼等の考に従へば、若しも勞働に基かざる所得が、現實に存在するならば、そは個人所有者に歸屬すべきものではなくて一般社會に所屬すべきものなりとした。然し此派の人々は元來個人主義學説を奉じ又私有財産制を是認する者なのだから、土地私有制は此を維持し乍ら、たゞ地代所得をば租税に依て國庫に收納すべきものなりとしたのである。¹²⁾

地代課税主義土地改良論者の代表者としては、先づジョン、スチュアート、ミルを擧ぐる事が出来る。彼は個人主義經濟學を説き私有財産制を正當としたる古典派經濟學者中の一明星として知られて居るけれども、然かし或意味に於ては後に生ずべき社會主義經濟學の種子は實に彼に依て播かれたるものとも見なければならぬ。彼は一般的に私有財産制を否認しては居らぬけれども、土地の所有制に關して、經濟學的並びに法理哲學的の見地よりして、資本の私有制よりも土地私有制には其の正當とせらるゝ理由少しと喝破した經濟學者としては、英國の諸學者中最も著名なる者とせなければならぬ。彼は其の經濟學原論中に於て、人の所有權は各自の勞働の所得に

12) K. Diehl, a. a. O. S. 78 fg.

對する權利を基礎とするものなることを明かにして居る。彼は謂ふやう、

所有の制度は、之を其の本質的要素に關して云へば、人々が彼等自身の努力に依りて造り出したる所のもの、乃至は贈與又は公明なる合意に依り、暴力や詐偽を用ゐることなくして、之を生産したる者より受領したる所の物に對する十分なる處分權の、各人に於ける承認に於て成立つものである。全般の基礎は、彼等自身生産したる所の物に對する生産者の權利之である。されば現今之を見るが如く、各個人が彼等の生産せざる所の物に對する所有權を承認する制度は反對非難せらるべきものである。

The institution of property, when limited to its essential elements, consists in the recognition, in each person, of a right to the exclusive disposal of what he or she have produced by their own exertions, or recieved either by gift or by fair agreement, without force or fraud, from those who produced it. The foundation of the whole is, the right of producers to what they have produced. It may be objected, therefore, to the institution as it now exists, that it recognises rights of property in individuals over things which they have not produced.¹³⁾

此見地よりすれば何物によらず人々が之に對して所有權を有ち得べき物は人々に依つて生産せられたるものでなくてはならぬ。即ち所有權の基礎は勞働に依る生産に存せなければならぬ。然

13) J. S. Mill, Principles of Political Economy, Book II. Chap. II. § 1

るに土地は其上に行はれたる諸種の改良イムプロヴメントを抜きにして之を見れば、決して人の勞働の生産物ではない。従て所有權の根本原理は土地の上に當嵌め得らるべきものでない。茲に於てか土地に對して人々の完全なる所有權を認むる所の現行の制度に對しては非難攻撃の試みらるべき餘地あるものさせなければならぬと同時に、之を改革して所有權の原理に合致すべきものと爲す必要が存するといふことになるのである。

ミル氏は以爲らく、若し土地が其の生産力の全部を自然的に體有するもので、全く人の勤勞の結果に待つものでないならば、或は又、各の原因よりして生れ出づる所のものを明瞭に區別するを得る何等かの方法が存在するならば、其の自然的惠與をば個人に依つて專占せしむるといふことは、たゞに其の必要なみに止らず寔に不當の甚しきものと謂はねばならぬ。成程現狀に在つては農業上に於ける土地の使用は排他獨占的なるを必要とするであらう。其地を耕し之に播きたる同一人が其收穫を行ふべき筈のものであるだらう。然し其地は古代古耳曼に於けるやうにただ一季節だけ占有せらるゝことも出来るし、又人口の増殖するに連れて、或時代々々に再分割して之を人々に當がうことも出来るだらうし、¹⁴⁾更には又國家が一般的に土地の所有を爲し、各人は之を小作することも出来るであらうと。

けれども彼は續けて惟ふやう、土地は人爲的作業の結果に依て成れるものではないけれども、

14) Mill, op. cit. book II. Chapt. II. § 5

其の貴重なる性能の多くは人爲の結果たるに外ならぬ。即ち先づ土地を開墾するには少なからざる労働を必要とし、開墾せられたる以後に於ても、多くの場合に在つては、其の生産力は全く労働と技術の結果である。耕作は又建物と垣牆を必要とし、之等は全く労働の生産物である。然かも此の人的作業の成果は短時間の内に之を回収することは出来難く、多年月の間に漸く之を収め得らるゝに過ぎぬ。されば若し此の労働の成果が彼自身に依て收得せられないで、他人が之に依りて利得するのならば、土地の所持者は決して労働を施すことを敢てせぬであらう。従て若し彼が斯かる改良を行ふものとすれば、其場合には彼が此に依りて利便を贏ち得べきだけの十分の期間が與へられなければならぬと。¹⁵⁾

斯く考ふるに依りてミル氏は土地の私有制の理由とする所を捕捉せんとするのであつて、彼自身次のやうな決論を與へて居る。即ち曰く。右述ぶる所が經濟的觀點より之を觀て土地所有制の正當なる理由を形造るものである。されば土地私有制は土地の所有者が同時に其の改良を行つた人である限りに於て正當である。斯るが故に何れの國たるを問はず所有者が同時に改良を行へる人たらざるに至ることありとせば、其時には經濟學はもはや其所に存する土地私有制を辯護すべき何物をも持たぬことゝなる。¹⁶⁾

15) Ibid.

16) Ibid.

總べて斯の如きはミル氏が一般的に私有財産制と引いては特に土地所有制に就いて抱懐せる意見の大様である。彼の見地は土地が其の生産力其他の性能に關して人的作業の結果に負ふ所ある限りに於て所有權の目的物となるべき正當の理由を有し、土地が自然的に有する性能に關しては、何人も之を獨占私有すべき筈のものでないといふことに存する。從て彼は此の見地よりして現存の土地私有制は其の維持せらるゝことの必要なりとするも、又正當なりとするも、其の所有制に對しては大いなる改善の加へらるべき必要ありと考へたのである。彼れの土地制度改良意見は即ち此の見地より出づるもので、畢竟土地が自然的に有する性能よりして生み出すと看らるべき價値は、之を社會公共の有に歸せしむべき方法を講じ、之に適する制度を建てんとするのである。

ミル氏の土地制度改良意見は其の經濟學原論中の租稅論に關する部分に於て明かにされて居る即ち先づ彼は租稅に在つては、公平なる課稅といふ原則を紊すことなくして所得に對する一般的なる課稅以外に、財産の或部分に對しては、特有の課稅を爲すことを得べき個々の場合あるを説いて居る。而して斯かる場合は、或所得が所有者に於て何等の努力を爲すことなきに拘らず、常に増加して休まず、從て其人は事情當然の發展の爲めに、自らは拱手して居り乍ら年々益々富裕となる種類の階級を形造るに至るが如き傾向を有する場合之である。斯かる場合には國家が其の自

然的に増加する所得に對して、其全部又は一部分を租税として要請することも、それは決して所有權侵害となるものとするのが出來ぬ。即ちかゝる場合には、何人より何物も取上げらるゝのではなくて、たゞ事情の變化に因て發生し、さなくば或特殊階級を不當に富ますべき所のものを、公的に利用するに外ならぬ。

そしてミル氏の考では斯かる場合は正に地代に關して表はれ來る次第だから、其の地代所有に關し土地所有に對して特別の課税を行ふを正當とするといふことになるのである。

彼は大體次のやうに考へて居る。

國富の増加する國々に於ける通常の進歩は、何れの時に於ても土地所有者の所得の増加と齎す傾向を伴ふ。所有者自身の勞力と費用とには毫も關係なく、たゞ社會の富のより大いなる量とより大いなる歩合とを彼等に與ふる傾向を伴ふものである。彼等は働くこともなく、危険を冒すこともなく、又節約することもなく、謂はゞ眠つて居る間に段々と富裕になる。此の富の増加に關し社會的正義の一般原則に對して彼等は何の要請をも有ら得るか。何等の要請をも有ら得ないであらう。されば若し社會が財政上の必要よりして要求する所の最高の額まで、地代の自然的増加に對して課税する權能を當初より留保したりとも、彼等は毫末も傷害さるゝことはない筈である。

然しミル氏は各個の地面に就いて其地代の増加と見らるべき所を課税徵收するは不條理なりと

する。蓋し個々の場合に就いては單純に社會に於ける一般事情にのみ歸因する増加と、所有者の側に於ける熟練と投資との結果たる所のものを、正確に區別すべき手段なきが故である。從て唯一の許さるべきことは一般的なる手段を執ることである。即ち第一步としては、國內に於けるあらゆる土地を評價することである。而して總ての土地の現在の價値は之を課税より免せなければならぬ。然し乍ら社會の人口と資本との増加を伴へる一定の期間が経過したる後は、曩に評價の行はれたる以後に於て地代の上に生じたる自然的増加に關して大凡の測定を爲さなければならぬ。之を爲すには生産物の平均價格は或標準と爲すに足るものであつて、若しそが騰貴したならば、地代も亦増加したるべきは確實である。然かもその生産物の價格騰貴の歩合よりも更に大いなる歩合を以て増加したるべきは確實である。兎も角此等の考慮を用ゐるに於ては、國內の土地に對して自然的原因に依て何程の價値が附加せられたるかに關しや、正確なる測定が行はれ得べき筈のものとする。そして一般的なる土地課税を行ふに就いて誤算を避くる爲めに、此の推定額よりも遙かに内輸なる課税を行ふ限りは、所得者に依て爲されたる投資及び勤勞の結果たるべき所得の増加に觸れて之に課税するが如き恐なきことは、之を保障することが出るのである。¹⁶⁾

之がミル氏の地代課税意見であつて、之に照して見ると、現に存在する地代に對して課税して

16) Ibid. book V. Chap. II. § 5

之を國庫に收納すべしとするのではなく、彼が主張する所は、たゞ將來に生じ來るべき地代の増加部分をのみ租税として徵收すべしと存する。加之ミル氏は更に深く土地所有者の利益を惜護するに注意し、税制の改革に依て土地所有者の利益が傷害さるゝ如きことの起らざらんが爲めに、彼は土地の所有者に對しては、若し彼等が此の新税制を承引せざる場合には、國家よりして評價せられたる全價格に於て其の所有地を國家に買上げて貰ふとも、何れとも、之を選択し得べき權利を認めんとするのである。

要するにミル氏の意見は、彼の一般的に私有財産制や土地所有制を廢止せんとする主張に比して寧ろ現制度に立脚し、土地所有制其者は之を維持するも不可なしと見る點に於て大いに立場を異にして居る。そしてより多く土地制度改良論として其の字義に適當して居る。されば所謂土地制度改良論といへば、從來寧ろ之を狹義に解して、ミル流のものを指す場合が多かつたのである。そして其の主張の實現の爲めにする運動も諸國に行はれて來たが、其の實際的効果に至つては未だ多く見るに足るものなく、土地所有制の弊害は依然として益々多大で、今や人をして、土地私有制の廢止を主張する土地國有論者の聲に、より多く耳を傾けしめんとするの情勢を造り成しつゝある。(未完)